

山形県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 4 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合指定金融機関を下記のとおり定める。

記

指定金融機関名 株式会社 山形銀行